

平成25年第1回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成25年3月4日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成25年3月4日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1番 中川 ゆかり 君 | 2番 主枝 幸子 君      |
| 3番 奥村 富士雄 君 | 4番 柚木 喬 君       |
| 5番 中下 伸 君   | 6番 出下 孝 君       |
| 7番 姫宮 五鈴 君  | 8番 折出 直幸 君      |
| 9番 大田 直樹 君  | 10番 中 雅洋 君      |
| 11番 瀧野 純敏 君 | 12番 川本 英輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |          |
|--------------|----------|
| 町 長          | 吉田 隆行 君  |
| 副 町 長        | 齋藤 哲也 君  |
| 教 育 長        | 枝廣 泰知 君  |
| 総務部長         | 陰山 讓治 君  |
| 民生部長         | 黒田 康也 君  |
| 会計管理者        | 久保 俊秀 君  |
| 建設部長         | 三宅 信治 君  |
| 教育次長         | 車地 勝司 君  |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真哉 君 |
| 総務課長         | 新木 之博 君  |
| 企画財政課長       | 中村 政愛 君  |

|        |             |
|--------|-------------|
| 民生課長   | 奥 至 雅 君     |
| 税務住民課長 | 河 本 和 彦 君   |
| 環境防災課長 | 吉 原 修 君     |
| 産業建設課長 | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長 | 三 好 修 平 君   |
| 出納室長   | 山 根 道 春 君   |
| 学校教育課長 | 中 村 輝 彦 君   |
| 生涯学習課長 | 坂 井 眞 智 子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 高 橋 蔦 江 君 |
| 主 任    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (3) 後期高齢者広域連合議会報告
- (4) 議会運営委員会報告
- (5) 総務厚生委員会報告
- (6) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (7) 議会広報調査特別委員会報告
- (8) (仮称) 町民交流センター整備事業  
検討特別委員会報告
- (9) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

## 議 事

|       |       |                                                                                                               |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  |       | 「会議録署名議員の指名」                                                                                                  |
| 日程第2  |       | 「会期の決定」                                                                                                       |
| 日程第3  | 報告第1号 | 「専決処分をした事件の報告について<br>(浜宮ポンプ場滞水池整備工事請負<br>契約の変更について)」                                                          |
| 日程第4  | 議案第1号 | 「平成24年度坂町一般会計補正予算<br>(第5号)」                                                                                   |
| 日程第5  | 議案第2号 | 「平成24年度坂町国民健康保険事業<br>特別会計補正予算(第2号)」                                                                           |
| 日程第6  | 議案第3号 | 「平成24年度坂町下水道事業特別会<br>計補正予算(第3号)」                                                                              |
| 日程第7  | 議案第4号 | 「平成24年度坂町介護保険事業特別<br>会計補正予算(第2号)」                                                                             |
| 日程第8  | 議案第5号 | 「平成24年度坂町後期高齢者医療特<br>別会計補正予算(第2号)」                                                                            |
| 日程第9  |       | 「平成25年度町長施政方針」                                                                                                |
| 日程第10 |       | 「平成25年度教育行政方針」                                                                                                |
| 日程第11 |       | 「一般質問」                                                                                                        |
| 日程第12 | 議案第6号 | 「坂町指定地域密着型サービスの事業<br>の人員、設備及び運営に係る基準等<br>に関する条例の制定について」                                                       |
| 日程第13 | 議案第7号 | 「坂町指定地域密着型介護予防サービ<br>スの事業の人員、設備及び運営並び<br>に指定地域密着型介護予防サービス<br>に係る介護予防のための効果的な支<br>援の方法に係る基準等に関する条例<br>の制定について」 |
| 日程第14 | 議案第8号 | 「坂町新型インフルエンザ等対策本部                                                                                             |

|       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
|       |        | 条例の制定について」                             |
| 日程第15 | 議案第9号  | 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」       |
| 日程第16 | 議案第10号 | 「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」 |
| 日程第17 | 議案第11号 | 「坂町敬老年金条例の廃止について」                      |
| 日程第18 | 議案第17号 | 「坂町葬祭料条例の一部改正について」                     |
| 日程第19 | 発議第12号 | 「平成25年度坂町一般会計予算」                       |
| 日程第20 | 議案第13号 | 「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」               |
| 日程第21 | 議案第14号 | 「平成25年度坂町下水道事業特別会計予算」                  |
| 日程第22 | 議案第15号 | 「平成25年度坂町介護保険事業特別会計予算」                 |
| 日程第23 | 議案第16号 | 「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」                |
| 日程第24 | 諮問第1号  | 「人権擁護委員の候補者の推薦について」                    |
| 日程第25 | 発議第1号  | 「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議」  |

~~~~~○~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回坂町議会定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
議員各位におかれましては、年度末を控え、公私ともに御多用のことと思います。  
体調には十分気をつけていただきたいと思います。

今定例会は、平成25年度坂町の諸施策を展開する根拠となる当初予算を初め、重要な案件を審議する議会であります。町民の福祉増進と町政進展の見地から、十分な御審議をいただき、議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回坂町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時06分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。平成25年度第1回坂町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。このたびの定例会では平成25年度の予算を初め、19件の案件につきまし

て御審議をお願いいたしております。案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますと存じます。

何とぞよろしく御審議をくださいますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告を行います。

去る2月22日に広島県町議会研修会が広島市のKKRホテル広島で開催されました。

初めに、平成24年度自治功労者表彰として、全国町村議会議長会広島県町議会議長会の表彰式が行われました。今年度は坂町議会議員の対象者はおられませんでした。

次に、第33回議会広報コンクールにおいて、坂町議会広報誌が4年ぶりの最優秀賞を受賞し、写真の部では入選でした。

広報クリニックでは、広報コンサルタント深沢徹先生による好評があり、坂町議会広報誌はいつも全国的に上位にランクされている、ぜひ全国表彰目指していただきたいとのことでした。

午後からは安倍政権の行方と日本政治の課題と題して、景気・経済・外交・参議院選挙が決める日本の方向性などの動向について、政治アナリスト伊藤惇夫氏による講演があり、ことしの政局最大の山は参議院選挙は日本の政治の方向性を握る大きなかぎであると話されました。

以上で議長報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 府中・坂地区水道整備協議会報告を行います。

11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 報告いたします。

24年度第2回府中・坂地区水道整備協議会が平成25年1月30日、広島市水道局基町庁舎にて開催されました。坂町から吉田町長、西谷産業建設課長、私、瀧野が出席をいたしました。

初めに、25年度広島市水道事業会計予算の概要が説明され、坂町の負担金の内訳として、1、消化証負担、2、水源開発繰入金、3、温井ダム建設負担金、4、安全対策事業費、5、水道・下水道徴収業務受託収入、6、東日本大震災に係る水道料金

の減免繰入金、以上の坂町の負担金の総額は1,663万8千円であります。

また、協議事項では、平成25年坂地区水道施設整備計画で、配水管新設工事2件と、定置式自記録水圧計が2カ所新設されるとの説明があり、会議を終了いたしました。

なお、詳細につきましては、事務局に提出してありますので、参考に供してください。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 後期高齢者広域連合議会報告を行います。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

平成25年第1回広域連合議会定例会を、1月29日火曜日13時より、広島市国保会館6階大会議室において開催されました。

出席者は各市町の28名の広域連合議員全員出席と、連合長以下幹部事務局員でありました。

主な審議は副連合長の選任で、牧野雄光神石高原町長の選任同意と、吉田隆行坂町長の再任同意でありました。

2、平成24年度補正予算では、一般会計歳入歳出それぞれ808万6千円を減額し、総額9億9,957万5千円とするもの。特別会計歳入歳出それぞれ17億5,871万3千円を追加し、総額3,671億9,319万円とするものでありました。特別会計の主な補正額は、国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特別交付金17億4千万円を基金として積み立てるものです。

3、平成25年度の当初予算は、一般会計の歳入歳出それぞれの総額を10億8,726万3千円、特別会計の歳入歳出それぞれの総額を3,866億2,270万7千円と定め、前年比6.5%増の予算組みでありました。いずれも原案どおり可決しました。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 議会運営委員会報告を行います。

9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） 議会運営委員からの報告を行います。

議会運営委員会は3月定例会の運営のための会議を2月1日と3月1日に2日間開

催いたしました。

2月1日には、3月定例会における議員発言について、2020年に行われるオリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議文を決議するための会議を検討し、3月1日には2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の招致を支援する決議として、今定例会に提出することといたしました。なお、この決議は広島県内の町議会では初めてするものであります。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 総務厚生委員会報告を行います。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 総務厚生委員会を2回開催しました。1月18日13時より、病児病後児保育事業の現場視察を目的に、広島県済生会福祉総合センターを6委員全員と坂町奥民生課長、宮本係長とで訪問しました。済生会広島病院総務課心得川上さんと担当職員の方に対応していただきました。

済生会福祉総合センターの会議室にて利用状況等の説明を受けた後、病児保育室あおぞらを視察して質疑応答を行いました。

2月15日は病児病後児保育事業の検証会議を坂町役場4階第1会議室にて開催し、6委員全員と奥民生課長、宮本係長が出席していただきました。

実績ですが、登録者52人と、昨年6月からことし1月の利用延べ人数は26人で、利用は低調である旨でした。制度1年目であり、周知不足やPR不足もあるようなので、再度、保育所等での説明会を要請しました。また、時間等、利用しやすい制度の再検討も要望いたしました。

以上で総務厚生委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 議会基本条例推進特別委員会報告を行います。

11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 議会基本条例推進特別委員会の報告をいたします。

議会基本条例特別委員会は毎月第1、第3の金曜日に開催し、議会報告についての協議を行いました。ことし2回目となる議会報告会を4月23日火曜日、坂地区で、24日水曜日、横浜地区で、25日木曜日、小屋浦地区で開催することとしました。報告内容について検討もいたしてまいっております。

また、今後につきましては、開催当日まで町民にわかりやすい説明ができるよう、

全議員一丸となり、資料の作成を行ってまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 7 議会広報調査特別委員会報告を行います。

9 番大田議員。

○9 番（大田直樹議員） 議会広報調査特別委員会からの報告を行います。

1 2 月定例会以降、1 月 1 日発行の議会だより編集のための委員会を 8 日間開催し、議会だより 1 2 2 号を発行いたしました。

先月 2 月 2 2 日には、KKR ホテルで行われました広島県町議会議員研修会で、坂町議会だよりが広島県内の町議会以最優秀に、また、写真部門では入選を果たし、経営コンサルタント深沢氏からは、全国でもトップレベルに入る実力であるとの称賛の言葉をいただきました。

また、今後の予定といたしましては、3 月定例会終了後、4 月 1 日発行の議会だより編集に向けての委員会を 8 日間程度開催する予定といたしております。

以上で議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 8 （仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会報告を行います。

6 番出下議員。

○6 番（出下 孝議員） （仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会の報告をいたします。

最優秀提案者に決まりました株式会社竹中工務店提案の構想図等をもとに、（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会で検討を重ね、実施設計図面への折り込み設計変更 7 項目の要望書を 1 2 月 2 1 日に町長へ提出いたしました。

これに伴い、平成 2 5 年 1 月 1 8 日開催の特別委員会で、町側から回答内容の説明を受け、設計変更折り込み 5 項目と、折り込み困難 2 項目を了承いたしました。

また、坂小学校との間の連絡通路の設置を追加要望し、2 月 1 日開催の特別委員会で設置しますとの回答をいただきました。引き続き、町民の誰にも親しまれ、気楽に楽しめる使い勝手のよい施設を目指して、実施設計図面の精査を行ってまいります。

以上で（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 9 監査委員報告を行います。

1 0 番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町代表監査委員の西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2人で実施いたしました。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査は、平成24年12月分を12月19日に、平成25年1月分を1月22日に、平成25年2月分を2月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、12月定例会の際に予定として報告しておりました平成24年度の定例監査報告書につきましては、12月19日付で町長に提出しております。

以上、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

広島県町村会町長会議について御報告いたします。

去る2月6日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。会議では第1号議案として平成25年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として平成25年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件について、いずれも全会一致で承認されました。

引き続き、自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では坂町職員から広島県町村会表彰勤続25年以上として、生涯学習課課長補佐の陰 茂之君、保険健康課主任の宇治宮一二三さん、坂保育所主任の山本まゆみさんがそれぞれ授賞されました。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告を行います。

齋藤副町長。

○副町長（齋藤哲也君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

平成24年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が平成24年12月25日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長、並びに久保会計管理者と私が出席いた

しました。

当日は4件の案件が提出されました。まず、議案第8号、監査委員の選任につきましては、安芸地区衛生施設管理組規約第11条第2項の規定により、議会の選任同意を求めるもので、府中町に在住する中村 勤氏が全会一致で同意されました。

次に、議案第9号、平成23年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

まず、平成23年度一般会計の決算額は、歳入総額5億4,833万9,843円、歳出総額5億1,700万7,510円で、歳入歳出差引額は3,133万2,333円となっております。

また、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計の決算額は、歳入総額11億6,010万5,654円、歳出総額11億41万2,039円で、歳入歳出差引額は5,969万3,615円となっております。これら各会計の平成23年度決算の確定により繰越金の計上等により、各会計の補正予算案が上程されております。

まず、議案第10号、平成24年度一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,568万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,985万円とするものでございます。

また、議案第11号、平成24年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ135万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億5,501万4千円とするものでございます。

この2件の補正予算案につきましては、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日閉会されました。

続きまして、平成25年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が、平成25年2月27日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに私が出席いたしました。

当日は4件の案件が提出されました。選任第1号、管理者の選任につきましては、安芸地区衛生施設管理組規約第8条第2号の規定により管理者の選任を行うもので、坂町長吉田隆行氏が管理者に選任されました。

議案第1号、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、安芸地区衛生施設管理組規約第12条第3項の規定に基づき、毎年度、関係市町の負担金の負担方法を定めるものでございます。

議案第2号、平成25年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,660万1千円と定めるもので、前年度予算に比べ243万1千円の増額予算となっております。

議案第3号、平成25年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ11億8,520万8千円と定めるもので、前年度に比べ2,048万9千円の増額予算となっております。

これらの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決され、同日閉会されました。

以上で安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第116条の規定により議長において10番中 雅洋議員、11番瀧野純敏議員、1番中川ゆかり議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」についてを議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの9日間に決定しました。

日程第3 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」の件を議題にします。本件について説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」御説明申し上げます。

このたび、浜宮ポンプ場滞水池整備工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたもので、議会の皆様に御報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、契約金額5,670万円を5,946万5,700円に変更いたすものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一部訂正をさせていただきます。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第1号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第5号）」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第1号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算に対応した事業を追加計上したこと及び各事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額に3億9,879万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億9,684万7千円といたすものでございます。

7ページの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから、翌年度に繰り越すものでございます。

また、地方債補正は事業費の見込みに基づく限度額の変更等を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で13ページからの地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上いたしました。

14ページの地方交付税では、普通交付税及び特別交付税を増額をいたしました。

15ページの分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより試算計上いたしました。

16ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、国の補正予算に伴う舗

装繕事業及び都市再生整備計画事業を追加計上いたし、また、各事業の執行見込みにより試算計上いたしました。

21ページの繰入金では、財政調整基金繰入金及び大規模事業基金繰入金をそれぞれ追加計上いたしました。

23ページの町債では、保育施設整備事業債、道路整備事業債及び保健体育施設整備事業債をそれぞれ計上いたしました。

次に歳出で、24ページの総務費財政管理費では、大規模事業基金積立金を追加計上いたしました。

29ページの民生費、障害者福祉費では、自立支援事業に係る経費をそれぞれ計上いたし、国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金4,668万4千円を計上いたしました。

34ページの土木費、道路新設改良費では、国の補正予算に伴い舗装装繕事業を計上いたしました。

37ページの教育費、体育施設費では、国の補正予算に係る都市再生整備計画事業として、(仮称)町民交流センター建設工事を追加計上いたしました。

38ページの公債費では、町債償還元金及び利子をそれぞれ計上いたしました。その他のものにつきましては付記説明のとおり、執行残額を減額いたしましたものが主なものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番中川議員。

○1番(中川ゆかり議員) 地域の臨時交付金で支払われる社会資本整備です。整備補修はどこを考えておられますか。そして、その補修内容はどのように行われるか教えてください。7ページと34ページ。お願いします。

○議長(川本英輔議員) 西谷産業建設課長。

○産業建設課長(西谷伸弘君) お答えいたします。

この地域の臨時交付金、元気臨時交付金で実施してまいります道路補修事業でございますが、現在考えておりますのは、田島・重り線及び陰・大曲線、それと高雄川線、あと北新地の臨時の入り口の道路の4カ所を考えております。

この事業につきましては、舗装の亀裂等が起こって、緊急に直さなければいけない

道路という位置づけの中で、国からの基準にのっとってやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○6番（出下 孝議員） 7ページの繰越明許費についてお尋ねいたします。

今回、件数が7件と、ちょっと例年より多いようなので、この内容に、個々の事業につきまして全体は理解しておるつもりではありますが、この繰越明許費分の内容をどういったところの事業の分ができて繰越明許費になっておるのかという点と、もう一点は、これがわかれば、いつごろまでに完成、完遂というのが、そういう計画がわかれば御説明願いたいと思います。

○町長（吉田隆行君） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 7ページの繰越明許についてお答えいたします。

まず、各事業でございますが、ウォーキング・トレイル事業として2千万円、これは森条火葬場線のウォーキング・トレイル事業の箇所でございますが、一応、今回、24年度から25年度にこれを繰り越し、事業につきましては、一応26年度完成を見込んでやっております。済みません、繰り越しの事業は25年度の完成でございます。

それと、都市再生計画事業の4,304万円でございますが、これは西側2号線の道路改良工事分の工事として、4,150万円を繰り越しさせていただきます。

また、補償費としての1,540万円も同じように3割分の支払い分として繰り越させてもらっておるものでございまして、これも25年度の完成を目指します。

また、次の舗装修繕事業でございますが、先ほど説明させていただきました田島・重り線ほか、国の補助事業として補正したもので、これにつきましては8,310万円そのまま計上を繰り越して、来年度施行する予定でございます。

次の、県道坂小屋浦線道路整備の県事業費から海岸保全施設県営事業でございますが、県道坂小屋浦線につきましては、県からの通知によりまして、負担金をそのまま次年度へ繰り越しをしております。

また、海岸保全施設の県営事業につきましても、県の事業通知によりまして、負担金を次年度に107万5千円繰り越しをしております。

同じく急傾斜地崩壊対策県営事業につきましても、向田北地区のものを県からの通

知によりまして負担金として189万9千円を繰り越ししているものでございます。

教育費の保健体育費につきましては、先ほど、（仮称）町民交流センター整備事業に伴う建設費工事費分として2億2,860万円を25年度に繰り越ししているものでございます。以上で説明を終わります。

○町長（吉田隆行君） ほかにありませんか。

主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 31ページなんですけど、子宮頸がん等ワクチンの接種事業が、当初の予算は1,714万1千円だったのですが、581万8千円余ったのですが、その要因は何だったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

この子宮頸がん等ワクチン接種事業につきましては、予防接種法におけます任意接種ということで、保護者の方が任意に摂取される予防接種でございまして、子宮頸がんワクチンと小児のヒブワクチンと小児の肺炎球菌ワクチンの3種類がございまして、このうち減額の主なものとしましては、子宮頸がんワクチンが主なものでございまして、当初、接種率を未接種の方、これが中学1年生から高校1年生までが対象となるんですが、この4年間の間に接種すればいいということになっておりまして、未接種の方につきましては、約半分の方が受けられるというふうに見込んでおったところ、この50%がそのまたさらに半分ぐらいの接種であったことによりまして、当初見込みよりかなり少ない接種数となったことによりまして減額でございまして。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 今のことなんですけど、なぜ何か受けない理由なのか、確認はされているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

これ、窓口等で聞く情報では、やはり任意接種ということで、その辺の必要性等がなかなか保護者の方に理解されていないというふうには感じております。ただ、この3ワクチンにつきましては、今年度、予防接種法が改正されまして、来年度から定期接種化されます。接種については、これまで任意だったものが努力義務ということになりますので、これは来年度に向けては強力的に勧奨等をしていこうというふうにお考え

ております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） （仮称）町民交流センター建設事業なのですが、平成24年度の歳入歳出の予算の流れと、繰越明許費との関係を説明していただきたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

関連がありますので、まず37ページをごらんください。

37ページで体育施設費、工事請負費で（仮称）町民交流センター建設工事として3億1,500万円を補正させていただいております。これは国の補正予算に伴い、事業を前倒しして執行するために補正をさせていただきました。平成24年度の支出見込み額が、その3億1,500万円を計上させていただきまして、歳出のほうなんですけど、当初、4千万円の予算を組ませていただいております。ですが、契約額が3,360万円になりましたので、今回、補正させていただきます3億1,500万円と合わせますと、3億4,860万円になります。それに対して、今年度、24年度の支払い見込み額が1億2千万円でございます。1億円は前払い金の1億円、また出来高分の2千万円を考えております。それを3億4,860万円から1億2千万円を引かせていただきまして、繰り越しのほうには2億2,860万円を計上させていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 29ページをお願いします。

29ページの一番上位の補助金3点あります。13万4千円のマイナスと5万5千円のマイナスと、マイナスの1万1千円という、これらが24年度の当初予算から丸々そぎ落とされている状況があると思うんですけど、この辺の理由を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） お答えいたします。

この3つの事業自体が廃止になりましたので、そのまま落とさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） たしか22年、23年と続いて、24年度もこういうような当初予算で積まれて、今回、そぎ落とされたわけですね。たしか22年度から始まったと思うんですけど、その辺ちょっと事情を説明ください。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） お答えいたします。

この三つの事業とも、事業としては計上しておったんですが、全く利用者がいなかったということで、県のほうも廃止ということで、坂町も廃止させていただきました。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 30ページの保育所費の委託料で、なぎさ若竹が減額になって、横浜若竹が増額というふうになっております。当初予算に比べるとかなり10%内外の増減というふうになっておりますけど、この理由について説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） お答えいたします。

保育所の入所児童が、これ、増減しておるわけですが、そういう中で、運営費に係る単価が月例の低い子供のほうが単価が高いわけです。その単価の高い児童の数が減ったということから、なぎさのほうにつきましては1,855万円、それと横若についてはそうではなくて、ふえておりますので、1,493万円ほど増額させていただいております。その補正をさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 32ページをちょっとごらんください。

清掃費の真ん中ごろにあります埋め立てごみ処分業務等々、4点ございますけども、この委託料については、75万円実質的に認めるというふうな意味合いの内容でしょうか。ちょっとその辺の答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） これに基づきましては、埋め立てごみ、粗大ごみ、埋め立てごみ収集、埋め立てごみ運搬業務と、実績に基づきまして精査しましたところ、若干のものが合計で75万円不足ということで、補正をさせていただくものでござい

ます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） たしか22年度、23年度、同じ金額ぐらいで推移しておったわけですね。その辺の業者の言い分というのはどのように聞いてますでしょうか。この24年度値上げの云々についての理由を、業者さんはどのように言っておられますか。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 業者の入札に関しましては、ほぼ同じ金額で取っただいております。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） これにつきましては、業者さんと単価契約して、その実績に基づきまして、実績といいますのは前年度の実績とかいろいろ検討しながら予算を組むわけです。去年まではほぼ一緒だったんですが、ことしはこの埋め立てごみ等につきまして、前年度の実績よりかなりふえたということで、そのふえた分だけは当然業者さんに支払わなければいけないということで、この補正を上げさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかに。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 28ページの補助金で社会福祉協議会の職員等で、当初よりか345万円という金額が減額になっておるんですが、この説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） 社会福祉協議会の減額につきましては、県の補助金でございます。支え合い助け合い事業ですか、車の購入費用であるとか、その辺を活用させていただきまして、その分だけ減額しているというところと、あと通所ヘルパー事業ですか、その分の収入がふえておりますので、その分、町の補助金が減額ということになったということでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 次の、ちょっと何回聞いても、前もわからんですけど、下から3番目、委託費の養護老人ホーム施設措置費、これが600万円の減になっており

ますけども、理由をちょっと教えてください。28ページです。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

当初、11名で事業費委託料を見込んでいたところ、年度中途に退所される方がいらっしやいまして、最終的に9名に減ったことによる減額でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） 37ページの町史編さん委員、かなり減ってますね、委員の報償費が。ちょっとこのところを御説明願えれば。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

これは、生活文化編を現在つくっております。その執筆料が減になったものにより、281万3千円の減額をお願いいたしております。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） 文化編といたしますと、これが最後になるんですか。今、2巻ほど出ておりますけど、ちょっと。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） 2巻出そうとしているうちの1巻でございますけど、生活文化編のほうが最後よりも3番目になると思います。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） この前、1巻、2巻ほど出て、そしてその中で坂町の昔が見えないということで提案申し上げたところ、早速に昭和30年代のということでした。いただいているわけで、それで次の発行の分へ載せるように、急遽やっておられるわけですが、大変ありがたいと思っております。その中で、期間の短かった分だけ完全なものになってるのかなというふうな、ちょっと疑問というふうなところがあるので、これらを、最後かと思ったんですけど、まだあるのであれば、期間が、せっかく出されるものですから、見られた方が、わあここにはうちもあったのにとか、誰かがまだここにもああいうのが30年代ならあったやのうというふうな声が出てこないように、完全なものにしていきたいと思うんですが、これら、金額的なものの中に、そういった町内の方への執筆は関係ないんですけど、そこらあたりの進行ぐあいを、

予算とこれらと関係あるのか、ちょっとやっぱり町史編さんということで気になっておるものですから、そのところを説明願えればありがたいのですが。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

2巻目のときに御意見をいただきまして、坂町が見えないということで、お店とかがあったらどうだろうという御意見をいただきまして、そういう部分も反映させようとして、現在取り組んでおります。どこまでいけば完成になるかというのは、皆さんの思い出しながら聞き取りをいたしておりますので、なかなかここまでいけば完成という部分がないんですけど、できるだけ精度の高いものにしたいと、ぎりぎりのところまで皆さんの御意見をお聞きしながら、いろいろ作成いたしております。

それと、この報償費につきましては、先生の執筆料とこれは関係しなくなりますので、この部分ではその金額は落とさせていただいてつくっていきたいと思っております。

○9番（大田直樹議員） はい。了解です。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 29ページの扶助費のところ、重度障害者医療費がマイナスになってますね、400万円ほど。人数が減ったんでしょうか。ちょっと説明。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） おっしゃられるとおり、利用者が減ったということでございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 20ページの財産売り払い収入の件で1,177万5千円の増額になってますけど、ちょっと詳細をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この1,177万5千円の増額補正につきましては、新たに県道事業に伴う移転者の方が土地を希望をされて売却したことにより補正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○8番（折出直幸議員） もう1点、21ページのほうの下ですけど、一般寄附金でふ

るさと納税寄附金12万8千円、金額小さいんですが、去年は多分10万ちょっとぐらいの金額だったと思うんですけど、やっぱりその詳細ですかね、1件とか何件とか何人とかいう形でわかればお願いします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。

このふるさと納税寄附金につきまして、本年度は5件分といたしまして13万円の収入がありましたので、この額を補整させていただきました。

ちなみに昨年度につきましては、4件で10万5千円でした。以上です。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） ちょっとついでに、その5件のうち4件は同じ方のような形でいいんですか。新規ですか。そこらをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。

昨年度に引き続いて4件の方が継続して寄附をいただきました。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 歳入のほうで4ページをお願いします。

使用料及び手数料の項目、町営住宅使用料が、実は以前、10月1日現在、町営住宅は満杯じゃというようなことをちょっと情報を聞いたんですが、この辺の185万1千円のマイナスというのはどういう要因でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 町営住宅の使用料につきましては、毎年、予算計上につきましては前年度の10月、収入の聞き取りによりましての額を算定し、1年間入るといことでしております。ただし、今回、住宅の使用料につきまして、また1年間の精査をしたところ、入退去の結果、この金額が減額となったために、こういった形での減額を今回させていただきました。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 歳入のほうで、新しいあれが出てきまして、22ページの中ほどの生活保護費の返還徴収金という123万6千円という、これって一応内容をち

よつと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） 生活保護費返還金・徴収金でございますが、介護保険で住宅改修事業ということで、生活保護の方の費用を、住宅改修したということでございますが、その9割が介護保険により返ってきましたので、その9割分を雑入として徴収させていただきました。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 毎年あるものですか、これは。今回は初めてだと思うんですけども、ちょっとその辺を。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） この件につきましては、今回は初めてでございます。

毎年は、その都度、こういうことが発生しましたら、計上していくということになります。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第1号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第5号）」の件を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第2号「平成24年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第2号「平成24年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から1,192万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億7,314万9千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金1,054万1千円の減額、国庫補助金700万4千円の減額。10ページの県支出金、県負担金、48万円の減額、県補助金812万4千円の増額、協働事業交付金5,073万円の減額は、保険給付費見込み額及び特定健診の実績見込み額から試算計上いたしました。

10ページの繰入金、一般会計繰入金は4,668万4千円の増額、諸収入、雑入202万5千円の増額は、交通事故による損害賠償分を計上いたしました。

次に、歳出につきまして、12ページの総務費、総務管理費40万円の減額、保険給付費、療養諸費28万3千円の増額、高額療養費160万円の増額。13ページの共同事業拠出金1,126万5千円の減額、保険事業費、特定健康診査等事業費214万円の減額は、それぞれの実績見込みに基づき試算計上いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 10ページをお願いします。県の補助金がこの特別調整分、あるいは普通調整分、これを見ますと、かなり上下動が多いんですけど、ちょっとこの辺の812万4千円の補正の内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 県の財政調整交付金でございますが、今年度、平成24年度、この交付率が普通調整分につきましては率の変更はなかったんですが、特別調整分につきましては1%から3%、約2%増額になっております。この増額に伴うもので、特別調整分につきましては1,463万6千円の増としております。

普通調整分につきましては、これは医療費実績見合いということでございまして、減額をさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今の10ページから11ページだけど、まず1点、11ページの一般会計からの繰り入れ4,600万円、ちょっと大きいような気がするんですが、医療費がふえたんかなと思ったら、そうもない減額になつとるから、その辺は連動しとるような気がしたんだけど、ちょっとその辺がよくわからん。4,600万円も繰り入れがふえてきたという理由。ここへ内容をちょっと書いとるんだけど、この辺も含めて説明いただきたい。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 一般会計の繰入金でございますが、これは、まず保険基盤安定繰入金というのが、保険料のいわゆる低所得者に応じて繰り入れるものでございまして、これは保険給付とは直接連動しないものでございます。

次の財政安定化支援事業分につきましては、これも一般会計のほうへ地方交付税措置をされるものでございまして、これも各市町村間の保険者の責任によらない部分ということで、低所得者が多いとか、あるいは病床数が多い、高齢化率が高いといったようなものを勘案して、一般会計に財政措置されるものを繰り入れておるものでございます。

その他繰入金としまして、今回、3,522万3千円ほど繰り入れておるんですが、そのうち2,681万9千円の繰り入れにつきましては、歳入歳出の見込みの結果、

歳入の不足分につきまして、一般会計からの繰り入れをさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 10ページの共同事業交付金、共同事業はどんなのでしょうか。ちょっとわからないから。

それで、共同事業交付金がマイナス1,400になってますよね。そこらの説明をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 共同事業交付金につきましては、高額医療費のうち80万円を超えるものを対象としておるのが高額共同事業交付金でございます。広島県の市町が拠出金を出し合いまして、その80万円を超える医療費の部分につきまして、その6割をその拠出金から各市町村へ交付するものでございます。今回、減額になっておるといふものは、その80万円を超える高額医療費が当初見込みより減額、少なくなったということでございます。

次の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、これが30万円から80万円の間の医療費につきまして、先ほどと同じように各市町が拠出金を出し合いまして、その6割をその拠出金から各市町へ実績に応じて交付するものでございまして、今回、減額になっておるのも、当初見込みより30万円から80万円までの高額医療費が少なかったということによるものでございます。

これは小規模市町においては、急に高額医療費が出た場合、かなり影響が大きいので、その影響を緩和するために、約6割部分はこういう交付金で見ましようというような制度でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第2号「平成24年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第3号「平成24年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第3号「平成24年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額から2,533万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,867万8千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの負担金、下水道受益者負担金102万7千円の増額は、本人負荷分の全額納付により計上いたしました。

国庫補助金、事業費国庫補助金1,660万円の減額は、下水道補助事業の確定により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金13万8千円の増額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上いたしました。

町債、事業債990万円の減額は、下水道事業の確定により計上いたしました。

次に、歳出につきまして、10ページ、一般管理費、事業費の修繕料35万6千円は、浜宮ポンプ場の直流電源装置の修繕に伴う増額で、試算の上、計上いたしました。

下水道事業費、公共下水道整備費、委託料2,483万円の増額は、横浜ポンプ場増設ポンプ設備実施設計業務を、試算の上、計上いたしました。

公共下水道整備費、工事請負費4,986万6千円の減額は、浜宮ポンプ場滞水池整備工事ほか、下水道工事の確定により計上いたしました。御審議のほどよろしくお

願いたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第3号「平成24年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第4号「平成24年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「平成24年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から5,638万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,877万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金1,238万円の減額、国庫補

助金 331 万円の減額、支払い基金交付金 1,715 万 1 千円の減額。10 ページの  
県支出金、県負担金 676 万 2 千円の減額、県補助金 9 万 9 千円の減額は、保険給付  
費など実績見込み額に基づき試算計上いたしました。

財政安定化基金支出金 282 万 5 千円は、介護保険料の上昇を抑えるため、県介護  
保険財政安定化基金拠出金から受ける返還金でございます。

11 ページの一般会計繰入金 717 万 7 千円の減額、基金繰入金 1,232 万 9 千  
円の減額は、保険給付費などの実績見込み額に基づき試算計上いたしました。

次に、歳出につきまして、12 ページの総務費、総務管理費 28 万 4 千円増額は、  
介護保険制度の一部改正に伴うシステム改修の経費でございます。

13 ページの保険給付費、介護サービス等諸費 4,940 万円の減額。14 ページ  
の介護予防サービス等諸費 1,010 万円の減額、高額介護サービス等費 110 万円  
の増額。15 ページの特定入所者介護サービス費 50 万円の減額は、それぞれの実績  
見込みに基づき試算計上いたしました。

地域支援事業費、介護予防事業費 24 万円の減額、包括的支援事業費、任意事業費  
35 万円の減額は、介護予防事業及び任意事業の実績見込みに基づき試算計上いたし  
ました。

基金積立金 282 万 5 千円の増額は、県介護保険財政安定化基金拠出金からの返還  
金を積み立てるものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほどよろ  
しくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4 番 柚木議員。

○4 番（柚木 喬議員） 10 ページをお願いします。10 ページの一番下の財政安定  
化基金支出金、これはどういうものかということをお願いします。それで、結局、な  
くていいものか、常に余ったら出すものかどうかわかるかという発想で思ったんですけども、  
そのようなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

この財政安定化基金支出金につきましては、この第5期の介護保険事業計画での保

険料を定めるに当たりまして、県のほうへ各市町がお金を出し合って基金を積み立てております。財源が不足した場合、そこから各市町がお金を借り入れられるようにするために、各市町からお金を出し合って、県のほうへ基金をつくっております。今回の第5期の介護保険事業計画の保険料を定めるに当たりまして、その基金を一部取り崩して、保険料の上昇を抑えるようにという県の方針がございまして、これを県内各市町へ還付金があったものでございまして、これは今回、初めてでございます。毎年あるものではなくて、次に第6期の保険料を定めるに当たって、県のほうがその基金の取り扱いをどう考えるかというは、これからまた検討されることになるかと考えております。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 私も介護保険の対象に昨年からなったわけなんです、やはり団塊の世代がだんだん介護保険の対象者になってきて、いわゆる対象人数がふえてきておると思うんです。そういう中で、全般的に給付費が減るから交付金も減るといような形になっておると思うんですが、そこら辺の傾向、全般的な傾向として、給付費が非常に下がっておるというところを説明していただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 御説明します。

今回、減額補正をしておるんですが、これは当初の見込みに基づく給付費よりも下がっておるということで、昨年度から見ますと、やはり若干給付費自体は上昇しております。13ページのまず居宅介護サービスでいきますと、これは対前年度実績より補正後の金額というものは約1%ほど増額した額で計上してございまして、次の認知症対応型共同生活介護給付費ですか、これは新しく今年度できましたグループホームに係る給付費でございまして、これも当初はすぐに定員がいっぱいになるというふうに考えておったんですが、これがまだ定員がいっぱいになっていないという状況がございまして、その分、実績見込みに基づいて減額しておるものでございまして、これはもう近々いっぱいになるというふうに聞いておりますので、ここも減っていくものではございません。

次の施設サービスは、特別養護老人ホームとか老人保健施設、老健にかかるものでございまして、ここにつきましては、当初見込みよりふえております。これが、これまでここ2年間ほど、若干ではございますが、施設から在宅へという流れの中で、こ

の施設給付費については減る傾向にあったんですけども、それをもとに当初予算を計上しておったんですが、実績見込みを見ますと、ここが若干上昇しておるということがございまして、今回、増額の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今のところの13ページなんですけど、ここでさっき説明があったんですが、地域密着型の介護サービスの給付費、グループホームだと1,200万円、どうも私の勘違いであったようで、グループホームには施設を建てる時だけ町額を絡むような気がしたんですけど、これだと数万円のあれが負担というか給付するのかなというような気がするんですが、人数が多分少なくなったからこれだけ減額になっただろうと思うんですが、具体的に、これ、ちょっと聞いてみたいんですが、1人でどれぐらいの介護保険をこれから負担給付がいくのかな、それが何か月ぐらいでこういうふうになるのか、どれぐらいの人数的なもの、ちょっと気になったのでお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） これはサービスに伴う給付費でございまして、町の負担がないというのは施設整備に伴うものでございます。介護サービスを使えば、それに応じて約9割が介護給付費の対象になりますので、その9割部分は介護保険からの支出ということになります。

それで、これが1人当たり幾らかということですが、1人約年間500万円程度かかるものというふうに、給付費がですね、は考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 15ページをお願いします。

15ページの包括的支援事業、任意事業費というものです。これは私の知るところでは、いわゆる包括支援センターでどうのこうのがあるかと思いますが、それ以外のところが任意事業なんですか。それでやる35万円のマイナス補正が入っているということによろしいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 議員のお見込みのとおりでして、ここは包括支援センターの運営費と、包括支援センターが任意に行っている事業でござい

まして、要介護4、5で在宅で過ごされている方に対して、おむつ等の助成をする事業が任意事業でございます。この任意事業部分につきまして、実績を見込みまして、35万円の減額というふうにしておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第4号「平成24年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第5号「平成24年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長、

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「平成24年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から137万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,119万2千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、後期高齢者医療保険料27万5千円の減額は、保険料の収入見込みに基づき計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金81万5千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金109万円の減額は、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第5号「平成24年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

午前中の会議は、この程度にとどめ、暫時休憩をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、再開は午後1時とさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時52分）

（休憩 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9「平成25年度町長施政方針」を議題といたします。

平成25年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成25年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

我が坂町は「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を将来像として、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進いたしております。

近年特に、各種施策を総合的に推進する地方公共団体の役割はますます重要になっており、町民に身近な生活関連社会資本の整備、本格的な少子高齢化社会に対応した福祉の充実等への積極的な取り組みが期待されているところでございます。

我が国の経済は、円高、デフレ不況が長引き、企業収益を中心に依然として厳しい状況にあり、世界的な金融経済危機による景気の下振れも懸念されております。

一方、国においては、新内閣の発足とともに、景気回復への期待を先取りする形で円高が進み、株価も回復し始めています。こうした改善の兆しから、平成25年1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を初めとする適切な政策対応による景気回復が期待されています。

しかしながら、本年度では地方税収の増は期待できず、地方交付税も不透明な状況にあり、社会保障関連経費の増が見込まれるなど、依然として地方公共団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、本町では、これまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、現下の厳しい財政状況の中で、単独町制の維持を図るためには、身の丈に合った、自主自立の行財政運営と一層の行財政改革が必要と考えております。

このため、坂町第2次行政改革推進計画に基づき、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる改革を引き続き積極的かつ計画的に進めてまいります。

また、行政の「公助」に頼るだけでなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む「共助」が重要でもあると考えております。

本町は、単独町制を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では、新たな住宅も整備され、人口が増加したものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっております。

こうした状況から、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、園庭を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行ってまいります。

本町の発展のためには、これらの整備が必要不可欠なものと考えておりますが、これらの整備に必要な経費に対しまして、財源の確保が十分になされない場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源の確保についても検討していかねばならないと考えております。

今後とも親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまちづくりを目指して、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造してまいります。

平成21年度に策定をいたしました「坂町第4次長期総合計画」は、平成31年度を目標年次とした10年間の計画といたしており、計画の推進に当たりましては、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活が地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度におきましては、主として次の諸事業を展開してまいります。

- ・ 広島都市圏東部地区の拠点としての中心的役割を果たす

- 「平成ヶ浜地区及びその周辺地区の都市機能の充実」
- ・ 交通ネットワークを形成する
    - 「県道坂小屋浦線の整備」
    - 「都市再生整備計画事業の推進」
    - 「町内循環バス事業の推進」
  - ・ 都市の根幹的施設としての
    - 「公共下水道水洗化率の向上」
    - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
    - 「雨水浸水対策の推進」
  - ・ 美しいまちづくりを推進する
    - 「環境美化事業の推進」
  - ・ 横浜地区沿岸の高潮による浸水被害を防止する
    - 「海岸保全施設整備事業の推進」
  - ・ 総合的な福祉サービスの提供を推進するための
    - 「福祉事務所の充実」
  - ・ 生き生きとした生活を実現するための
    - 「健康づくりの推進」
  - ・ 活力ある長寿社会を創造するための
    - 「第5期介護保険事業計画の推進」
    - 「小規模特別養護老人ホームの整備」
    - 「介護予防の推進」
  - ・ 子育てにやさしい環境整備のための
    - 「保育施設民営化の推進」
  - ・ 乳幼児保育・乳幼児教育の充実のための
    - 「次世代育成支援事業の実施」
  - ・ 地域づくり人づくりの核となる
    - 「（仮称）町民交流センターの整備」
    - 「魅力ある図書館サービスの充実」
    - 「生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興」
  - ・ 国際化に対応した

「小・中学校英語教育の充実」

・健康づくりとコミュニティーづくりを目指す、21世紀健康増進公園ネットワーク整備の一環として

「都市公園の整備」

「ウォーキングトレイル事業の推進」

・地域経済の活性化及び適切な住環境の創出のための

「住宅リフォーム補助事業の実施」

・観光・レクリエーションの振興のための

「ベイサイドビーチ坂の活用」

このような主要な事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じるより豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

1 番目といたしまして、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は、高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を生かしながら、人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進をいたします。

平成ヶ浜地区及びその周辺におきましては、民間企業、マンション、戸建住宅、大型商業施設などが進出し、警察学校、県警機動隊、町営、県営住宅などの施設も整備されました。

引き続き、町民が豊かな生活を創造できる「行政・教育・文化など多様な都市機能が集積した中心拠点」に充実を図ります。

近年、本町では大型商業施設の進出が相次ぎ、近隣市町から多くの買い物客が訪れています。また、企業の進出などにより、国道31号で慢性的な交通渋滞が発生しており、町民生活のみならず産業活動にも重大な支障を及ぼしています。

特に渋滞が著しい区間の緩和対策として、早期に4車線化の整備を実施していただくよう、近隣自治体と連携を図りながら引き続き関係機関へ働きかけてまいります。

県道坂小屋浦線は、坂地区の主要な道路である町道総頭川1号線が、JRと平面交差していること、狭隘であること等から、防災上、安全上、交通渋滞などのさまざまな課題を解決するための道路として、平成13年3月に都市計画決定が行われました。

関係地権者を初め、多くの方々に御理解をいただき、平成ヶ浜から町道総頭川1号線までを1工区として、現在用地買収を進めております。

県道坂小屋浦線は坂地区市街地の骨格道路として、まちづくりを行う上でぜひ必要な道路であり、引き続き関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、早期の建設工事着手に向けて広島県とともに事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す目的で、坂地区においては住民代表による「坂地区まちづくり協議会」から道路整備などの「まちづくり方針」が提案されています。

本町といたしましても、この「まちづくり方針」の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、1期計画に引き続き、平成23年度から2期計画として「都市再生整備計画事業」を導入し、良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な通行の確保とあわせて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路などを積極的に推進してまいります。

地域において身近に利用される生活道路につきましては、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

町内道路の一方通行等につきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、人に優しい道づくりを推進してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまで計画的に実施いたしており、平成16年度からは「21世紀健康増進公園ネットワーク計画」に基づき、遊歩道や都市公園等の整備を計画的に行ってまいりました。

近年、本町では、平成ヶ浜地区に戸建住宅、民間のマンション、さらには子育て支援住宅及び併設保育園建設等、各種事業の推進により、良好な市街地の形成を進め、人口増加など成果があらわれております。

また、坂本郷地区、横浜地区におきましても、民間の住宅建設等により、人口が増加しております。

これらにより、子供の人口が増加する中で、子供のための遊び場が少なく、以前より子育て世代の保護者から、子供専用の遊び場の確保について、強い要望を受けておりました。

子供の遊び場を充実させ、安心して子供を産み育てる環境をつくるため、子育て世代が触れ合い交流できるスペースの整備が必要と考えております。

このため、現在、広島県が管理をしております、さか・なぎさ公園内の広場を有効活用し、坂地区、横浜地区、小屋浦地区など、坂町内の全ての子供が使用できる、年齢に応じた遊具、休憩施設等を設置した「(仮称) さか・なぎさ公園子どもの国」を整備いたします。

あわせて、本年度も引き続き、既存公園の整備改修を実施いたします。

国から補助採択を受けている「ウォーキングトレイル事業」は、「潮の香ルート」に引き続き、「ふれあいルート」「やすらぎルート」が完成し、現在、「坂めぐりルート」の整備に着手いたしており、1日も早い完成を目指してまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和61年度に事業着手をして以来、早期完成を目指し鋭意整備を進めてまいりました。平成16年度には、平成ヶ浜等の開発区域を含め約380haの面整備が完了し、市街化区域面積に対する整備率はおおむね100%となりました。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、1日も早い水洗化率100%を目指し努力してまいります。

また、昨年度は、浜宮ポンプ場において、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上のため、場内の滞水池の整備を実施いたしました。

公共下水道計画区域内の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康な生活環境づくりを推進してまいります。

雨水排水対策につきましては、計画的に町内5カ所に雨水ポンプ場を整備してまいりましたが、供用開始から20年以上経過した雨水ポンプ場施設において、長寿命化を含めた計画的な改築等を行い、事故の未然防止及び将来にわたっての維持管理費の削減を図ることを目的とした「下水道長寿命化計画」に基づく施設整備を実施するため、昨年度は浜宮ポンプ場の長寿命化に向けた実施設計を行いました。

本年度は実施設計に基づき、浜宮ポンプ場の長寿命化工事を開始いたします。

また、横浜ポンプ場においては、昨年度、近年の集中豪雨に対応するための浸水対策関連調査を実施いたしました。

本年度は浸水対策関連調査の結果に基づき、ポンプ設備の増設、能力の向上に係る設計を実施いたします。

これらの改築、更新を計画的に実施いたすとともに、滞水池の適正な維持管理を図るため、本年度は横浜ポンプ場の浚渫工事を実施いたします。

2番目といたしまして、安心して人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害などに対応する施設整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進いたします。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者を初め、交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年4月から運行いたしており、多くの町民の方々に利用していただいております。

平成16年度は2台目のバスを購入し、小屋浦地区及び坂地区にも可能な範囲で延伸をいたしました。

平成21年度には、坂町循環バス事業の継続運行とバス車両の長寿命化のため、新規にバス1台を購入いたしました。

また、平成23年度、24年度の2カ年で、バス利用者はもとより、ウォーキング中の休憩や急な雨などの避難場所として、利用者の多い坂駅等のバス停4カ所に日よけ、ベンチを設置いたしました。

今後も運行形態の検討もあわせ、引き続き現路線のさらなる利用促進を図るよう努力してまいります。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約をしたリサイクルセンター坂を拠点として、町民、事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化推

進を図り、坂町の良好な環境を保全するため、「坂町環境美化の推進に関する条例」を制定し、啓発に努めております。

今後とも、町民、事業者、関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを推進してまいります。

廃棄物の処理に関しましては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う「熱分解ガス化溶解炉」を導入した安芸クリーンセンターで、広域処理体制による可燃ごみ処理の適正化・効率化をいたしておりますが、平成14年12月の施設本格稼働から10年が経過いたし、安芸クリーンセンターの今後のあり方につきまして、検討すべき時期が参っております。

一方、国におきましては、これら既存施設の性能を維持しつつ、長寿命化を図ることにより、財政負担の軽減や、より一層の地球温暖化対策を推進することを目的として、既存施設の長寿命化に関する支援制度を導入し推進しております。

本町といたしましても、安芸クリーンセンターの今後のあり方につきましては、この制度の趣旨にのっとり、関係者の御理解、御協力をいただきながら、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携いたし、既存施設の長寿命化を推進してまいりたいと考えております。

環境問題につきましては、地球温暖化防止、二酸化炭素の排出削減を推進するため、全世帯に配布をいたしましたマイバッグを活用していただき、引き続きレジ袋の削減に努めてまいります。また、町内に設置している外灯につきまして、引き続き、蛍光灯からLED照明への取りかえを進めてまいります。

将来の世代に良好な環境を継承するため、環境基本計画を策定しているところであり、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における環境の保全管理を進めてまいります。

消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託をしたことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への絶対的消防力が強化をされました。

広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、「坂町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の推進、消防機材、安全装備品の整

備充実に向けてまいります。

災害時の情報連絡、行政事務連絡及び観測データの情報収集・伝達を目的とし、人工衛星を利用した広島県総合行政通信網が整備されたことにより、即時に映像での災害時の状況が国・県・市町間で共有でき、迅速な支援体制の構築や的確な対策の実施が可能となっております。

また、デジタル方式へ更新された防災行政無線は、全国瞬時警報システムを装備し、大規模地震発生時や各種武力攻撃における緊急情報を瞬時に提供できることが可能となっております。

本年度は、東日本大震災の津波災害等を踏まえ、国、県の津波・高潮による浸水想定に基づき、津波・高潮ハザードマップを作成するとともに、海拔・標高表示看板を設置いたします。

災害から住民の身を守るため、有事の際の避難場所の確認や避難経路を地域住民とともに検証し、よりよい避難方法を身につけることを目的として、平成23年度に続き避難訓練を実施することといたしております。この避難訓練の検証で、皆様からの御意見等を次の避難訓練につなげていき、回数を重ねるごとに、よりよい避難方法を確立し、町民の生命と財産の確保のため、体制強化に努めてまいります。

災害時要援護者避難支援制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員、児童委員の皆様を初めとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支え合う仕組みを、地域の皆様とともに築いてまいります。

防災対策の一環である急傾斜地の防災工事につきましては、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き工事を施工いたします。

天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化が進んでおり、広島県において、より事業効果の高い新たな砂防堰堤を整備するため、工事用道路の設置に着手しており、今後も本体工事の早期着手に向け、県に要望してまいりたいと考えております。

台風などによる沿岸部の越波対策について、横浜海岸のうち、横浜東1丁目の町護岸及び横浜小学校付近の県護岸のかさ上げ等、海岸線の整備は、県が国庫補助事業として工事を実施し、完成をいたしました。

離岸堤の設置につきましては、地盤改良工事まで完了いたしており、本体部分の早期完成に向け、県や国に強く要望してまいりたいと考えております。

防災対策につきましては、現在実施していただいている自主防災パトロールの支援、

防犯組合等による啓発活動の充実を図り、安全・安心な住みよいまちづくりと推進していくため、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、平成23年度には、坂町暴力団排除条例を制定いたしており、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

さらに、平成ヶ浜地区に設置されている警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と、交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備にあわせて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

近年、情報通信技術の発展や高齢化など、社会情勢が大きく変化する中で、消費者を取り巻く環境も多様化し、多くの高齢者を含む消費者トラブルが増加しております。このような状況の中、地域住民が日々安心して暮らせるよう、消費生活相談窓口を通じて、消費生活の苦情相談に対する助言、あっせんや情報提供等を実施し、消費者被害の拡大防止に努め、消費生活の安定と向上を目指してまいります。

### 3 番目といたしまして、生きがいを創り出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが健康で生きがいを持った生活を送れることが重要であります。少子高齢化が進展する中、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進してまいります。

保健・医療につきましては、昨年度見直しいたしました町の健康増進計画である「健康さか21」に基づき、保健センターを拠点に、健康教育・健康相談・訪問指導に加え、ウォーキングを中心とした運動教室の開催など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、安心して出産や子育てのできる町を目指して、不妊治療と不育治療を受けている方に治療費の助成を実施いたすとともに、乳幼児への家庭訪問の強化や育児相談、母親学級を開催するなど、母子保健医療の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、昨年度、認知症高齢者グループホームが稼働いたしま

した。引き続き介護基盤の整備を図るため、第5期介護保険事業計画を推進し、本年度は小規模特別養護老人ホームの整備を本格的に進めてまいります。

また、要介護となるのを防止する介護要望対策を重視するとともに、高齢者の死亡要因の上位となっている肺炎の予防を図るため、引き続きインフルエンザワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の助成を実施してまいります。

さらには、ひとり暮らし高齢者や認知症の方の増加など、多様化している高齢者に関するさまざまな課題や相談に対応するため、地域包括支援センターを核として、関係機関が連携する高齢者安心見守りネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、家庭訪問を充実いたし、高齢者の地域生活を支えるまちづくりを推進してまいります。

福祉医療費助成事業につきましては、「重度心身障害者医療費助成制度」、「乳幼児等医療費助成制度」及び「ひとり親家庭等医療費助成制度」の医療費の一部負担金を昨年度から減額いたし、対象となる利用者の負担軽減を図っております。

障害者福祉につきましては、坂町障害者計画、坂町障害者福祉計画により、障害のある人もない人も、誰もが家庭や住みなれた地域の中で、ともに生活が送れるように、障害者福祉サービスの計画的な提供を進めてまいります。

さまざまな福祉サービスの提供につきましては、近年、ますます多様化しております福祉事務所を中心に、相談支援体制や就労支援体制を充実し、サービスの多様化に対応してまいります。

少子化や核家族化の進行により、保育環境に対するニーズが多様化している中で、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図るため、坂町次世代育成支援行動計画に基づき、全ての子供が心身ともに健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

本年度は坂保育所民営化の推進及び児童虐待防止のための広報、啓発や体制強化を進めてまいります。

子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、子育て支援センター、公立保育所、私立保育園及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境づくりに努めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより、意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

4 番目といたしまして、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで、町民一人ひとりが夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人ひとりが、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めてまいります。

昨今、個人主義的風潮が強まり、社会全体のモラルの低下や少子化、核家族化が進行する中で、家庭教育機能の低下など、社会構造の急激な変化が子供たちの心に深く影響をもたらしています。

また、非行の低年齢化、凶悪化が進むとともに、いじめが社会問題になっていることなど、憂慮すべき状況となっています。

このような中で、21世紀を担う子供たちが夢や目標を持って将来へ向けて羽ばたける社会、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造していくために、学校教育の果たす使命はさらに重要となっています

このため、学校においては、子供たち一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするため、志を立て、そのために強い精神力を持って努力し、将来、自立した社会人として活躍できるような人づくりのため、子供たちの個性や自主的精神を重視した教育環境の充実に努め、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

とりわけ、徳の部分においては、社会の秩序に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、公共心や他者を思いやる心などの道德心の高揚を図ってまいります。

本町における人間の尊厳にかかわる問題等の施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携をとりながら、行政施策の推進を図ってまいります。

国際化がますます進展する中、子供たちにこれからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、英語になれ親しませる学習を本年度も引き続き実施してまいります。また、小学校5・6年生では、学習指導要領に示されている外国語活動を引き続き実施いたし、充実してまいります。

中学校においては、学習指導要領の改訂により、聞くことや話すことなどの実践的

コミュニケーション能力の基礎を養うことが外国語の目標となっているため、昨年度に引き続き、外国語指導助手により、コミュニケーション能力の向上を図る教育を充実させてまいります。

学校施設の耐震化及び改修整備につきましては、児童生徒の安全確保及び災害時における地域住民の避難場所を確保するため、施設の耐震化とあわせ教育環境の向上を図るための改修及び環境負荷の低減効果が期待される太陽光発電システムの導入など、計画的に推進をしております。

その結果、平成23年度までに、小中学校4校の整備が完了し、全ての学校施設の耐震化が図られたとともに、校舎等の改修整備により教育環境の向上が図られました。

今後は、これらの学校施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨、土砂災害や地震、津波などによる災害から児童生徒の身を守るための定期的な避難訓練の実施や、町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育を充実させてまいります。

また、太陽光発電システムを導入した小学校においては、本年度も引き続き環境教育を実施し、子供たちが環境についての理解を深め、環境を大切に、環境の保全に配慮した行動をとれるよう、環境問題についての学習を推進いたし、中学校においても、小学校での学習の成果を踏まえ、継続的、発展的に環境学習に取り組んでまいります。

さらに、学校への指導の充実強化を図るため、引き続き、指導主事を学校教育に関する専門的事項の指導に従事させ、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

坂町の子供たちが「ふるさと坂町、ひいては国に貢献できる人になる」また「日本の将来を担う人になる」という夢や希望を持つことができる教育を推進してまいります。

心の豊かさや、生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中「人々が生涯を通じていつまでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるよう」な生涯学習社会の構築を目指してまいります。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも、地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、誰もがあらゆる機会を通じて、気軽に学習活動ができるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

昨年度から整備を進めております（仮称）町民交流センターにつきましては、平成

26年度前半の完成を目指して、本格的な建設工事を実施をいたします。

新しい施設は、災害時における坂地区の避難場所として位置づけ、地域住民の安全確保に努めるとともに、スポーツ・文化・コミュニティーなど、多様な機能を有する町民の交流拠点として整備をいたします。

子供たちが生活体験、社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供を育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、放課後子どもプラン等の充実に努めてまいります。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き資料の充実に努め、子供への読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供し、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものであります。特に新しく住民になられた方々の融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるため、スポーツ・文化活動のさらなる充実に努めてまいります。

このため、学校教育の中で、スポーツ・文化活動に興味を持ち、そして実践をし、高校生・大学生ひいては社会人となっても、活動を続けていくことのできる意欲と実践力を持った人間を育成することが重要であると考えております。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及び坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

今後におきましても、指導者の育成と確保に努め、坂町教育委員会と連携し、スポーツ・文化の振興を図ってまいります。

また、これからの時代に活躍する子供たちへ、私たちが歩んできた道を正確に残すことにより、郷土愛を育て、将来の文化発展に寄与することを目的に、町内外の多くの皆様の協力を得て、坂町史の刊行に至りましたことに厚くお礼を申し上げます。

今後、刊行いたしました町史の普及・活用に努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、平成20年度から次世代を担う中学生を対象に、隔年で海外研修を実施し成果を上げております。

本年度は実施年度ではございませんが、これまでの取り組みを十分検討し、今後の

海外研修事業の充実に努めてまいります。

5番目といたしまして、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接した体験ができるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、また、イノシシ等による農作物の被害など厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられる第2の人生として農業に興味のある方を含め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続きイノシシの被害対策を実施し、休耕地を活用した「菊づくり講習会」や特産品開発に係る「ムラサキムギ」の栽培、その他レクリエーション農園、農産物品評会などへの取り組みを行い、都市近郊農園の振興を図ってまいります。また、町木である「梅」の推奨に努めてまいります。

特産「広島カキ」の一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は本町の唯一の地場産業といえるもので、森山北漁業基地を拠点に近代的な施設での操業が行われております。

「つくり育てる漁業」を支援するため、近隣漁場に人工漁礁を設置し、漁業資源の増大、漁業経営の安定化・効率化を図ってまいりました。

昨年度は坂町漁業協同組合が実施されている朝市事業をより充実させるため施設の整備を支援をいたしました。漁業者はもとより、顧客の方々からも好評を得ていると伺っております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後とも広島安芸商工会と連携を密にし、商工業の振興に努力してまいります。

また、地域経済の活性化及び居住環境の向上、住宅の長寿命化の促進のため、町内の建築事業者等を活用して、自己の所有する自宅のリフォーム工事を行う方に対し、住宅リフォーム補助事業を実施いたします。

広島県が整備した全区間1,200mの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、海を生かした活動的なレクリエーションと人々のふれあい

の場として、町内外から多数の方々の利用をいただいております。昨年度は「みなとオアシス」制度に登録されました。

今後、本町といたしましては、施設の有効活用及び利便性の向上を図るための施策や海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、歩行者の安全対策などについて、引き続き県等の関係機関へ働きかけてまいります。

#### 6 番目といたしまして、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自律性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援しながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一層深めてまいります。

今後とも安全で快適に歩くことを通じて、健康や福祉活動、地域のコミュニケーションの増進を図り、健康増進事業、スポーツ関連事業など、商工会等の関連機関と連携し、事業の実施に努めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の最新情報をホームページ等で発信しておりますが、内容をより一層充実させ、さらなる身近な行政を目指します。

平日、役場に来庁することができない方のために、住民票の発行など、役場の一部窓口業務について、毎月、第2、第4土曜日を開庁いたします。

平成25年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、行財政改革を着実に実施し、行財政運営のより一層の簡素効率化に努め、節度ある財政運営を行いたいと考えております。

私は、町政の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると考えております。

このような社会を実現するため、町民の皆様を初め、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と

工夫のもとに、地に足がついた政策を着実に推進してまいり所存でございます。

議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお  
願い申し上げまして施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成25年度町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をします。

再開は2時10分といたします。

（休憩 午後1時52分）

（再開 午後2時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10「平成25年度教育行政方針」を議題といたしま  
す。

平成25年度教育行政方針の表明を求めます。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「平成25年度教育行政方針」を述べさせていただきます。

坂町教育委員会は、町長施政方針及び坂町第4次長期総合計画等にのっとり、教育  
行政を推進してまいります。

学校教育では、坂町の将来を担う子供一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとす  
るために志を立て、そのために強い精神力を持って努力し、将来「自立した社会人」  
として活躍できるような人づくりに努め、社会の変化に的確に対応する英知や技能、  
人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培える  
ように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育  
成に努めます。

生涯学習では、子供から大人まで、町民一人ひとりが、みずからの個性や能力を最  
大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むととも  
に、町民同士のきずなや交流、連携を大切にしながら、人が輝くまちづくりを進めま  
す。

そのために、地域での活動を町のみずからが主体的に参画、展開できるよう支援す  
るとともに、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に生かした総合的

な生涯学習の推進に引き続き努めます。

とりわけ、道徳心の高揚につきましては、学校教育、生涯学習を通じて、人と人とのつながりを大切にし、家庭・学校・地域が一体となって、取り組むことができるよう努めます。

まず、〈学校教育〉でございます。

～「礼節」を基本とした教育を推進します～

人として正しく生きるための魅力ある道徳教育を推進し、一人ひとりの児童・生徒が夢や希望を育み、未来に向けてみずからの人生を切り拓いていくことのできる力を身につける教育に努めます。

また、地域・保護者の協力を得て、ボランティア活動や自然体験活動、郷土の伝統や文化に親しむ活動などの豊かな体験を通じて、児童・生徒の内面に根差した道徳性を育み、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造し、美しい坂町の自然を大切にし、郷土を愛する子供の育成を図ります。

とりわけ、相手に対する挨拶や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる「礼儀」や、自分自身についてよく考えて行動し、生活することのできる「節度」については、これら二つを「礼節」として重点化して指導することにより、学ぶ姿勢の礎を築き、確かな学力等の定着・向上につなげてまいります。

なお、「子どもたちは私たち大人の姿を見て育つ」と言われているように、教職員みずからが範を示しながら、教育に当たらなければならないことは言うまでもありません。

～体験活動を推進します～

集団宿泊活動など体験活動を通して、児童・生徒の人間性や社会性を育てる教育を推進します。特に、小学校においては、夏季休業中に「サマースクール」を実施し、家庭や地域の協力を得ながら児童の「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ってまいります。

～確かな学力の向上を図ります～

広島県「基礎・基本」定着状況調査等の結果によると、各学校ともに、基礎学力はおおむね定着しています。今後は、結果で明らかになった教科や領域ごとの成果や課題を踏まえ、さらに学力の向上を図るために、指導内容・指導方法等の改善を進め、年間指導計画をより一層充実し、個に応じたきめ細かな指導を展開します。

このため、授業研究を積極的に行い、教師個々の指導力向上を図るとともに、指導内容の充実や少人数指導、ティーム・ティーチング、習熟度別学習など、指導方法の工夫改善に努め、児童・生徒の基礎学力の確実な定着を目指します。特に、中学校においては、引き続き、非常勤講師を配置し、指導の充実に努めます。

また、児童・生徒の学習意欲を高め、学習習慣を確立するために、保護者と協力しながら家庭学習の一層の定着を図るとともに、夏季休業中等に、基礎・基本が定着していない児童・生徒に対して、一人ひとりの学力に応じた個人指導や学力補充を行うなど、基礎学力の向上に努めます。

なお、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、算数・数学・理科の学習においては、反復による指導や観察・実験・課題学習を充実させるなどにより、理数教育の充実に取り組みます。

～ことばの教育を推進します～

ことばは知的活動だけではなく、コミュニケーションや感性の基盤でもある重要な力です。

この「ことばの力」を身につけさせるため、国語だけでなく各教科等の教育活動全体で「ことばの教育」を展開してまいります。

各教科等においては、国語で培った「ことばの力」を基本に、記録・要約・説明・論述といった「言語活動の充実」を図ることにより、さらに「ことばの力」を高め、各教科等のねらいである思考力・判断力・表現力等の育成を効果的に図ります。

また、児童・生徒の「ことばの力」を培うためには、読書は極めて重要なものです。読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が落ちついて学習に集中できる環境づくりに資するため、「朝の読書」活動を一層充実します。このため、学校図書の実践とともに、図書館へ児童・生徒向けの図書の計画的な整備を進めます。

～キャリア教育を推進します～

今日の厳しい経済情勢や産業・経済及び雇用の構造的変化に伴い、学校生活から職業生活への円滑な移行が難しい状況が生じているため、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけさせる教育の充実が求められています。

このため、家庭・地域・事業所の協力をいただき、将来を見据えた子供の勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の充実に努めます。

特に、中学校においては5日間の職場体験活動を実施し、働くことへの関心・意欲を高めるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定できるように学習意欲の向上を図ります。

また、キャリアノートの活用を通して、小・中・高の校種間連携を進めます。

～環境教育を推進します～

地球温暖化や自然環境の破壊を初めとした環境問題は、緊急かつ重要な課題となっています。

豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、環境問題について学習することが重要であり、特に、21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて重要です。

このため、環境負荷の低減効果が期待できる太陽光発電システムを導入した小学校においては、子供たちが環境についての理解を深め、環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため、社会、理科、家庭科などの教科や、道徳、特別活動における環境にかかわる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、環境問題についての学習を展開してまいります。

また、中学校においても、小学校での環境学習の成果を踏まえ、継続的・発展的に環境学習に取り組めます。

～教職員の資質・指導力の向上を図ります～

学校が、その教育機能を十分発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいため、専門職としての知識や能力と、教育への情熱を持った人材の育成に努めます。

教育委員会の主催研修や各学校における校内研修などを充実させ、教えるプロとしての自覚や意欲を高めるとともに、その資質・指導力を最大限に発揮し、信頼される学校づくりに努めます。

～生徒指導上の諸問題対策を推進します～

不登校やいじめ問題を初め、生徒指導上の諸問題の解決を図るために、小・中学校間や保護者との連携を密にし、生徒指導体制の確立やスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実を図ります。

不登校については、児童・生徒が決められたルールを守る中で、みずから行動を選択し、その行動に責任を持つことや、一人ひとりがかげがいのない存在であること、

互いに尊重し共感的に理解しあう人間関係づくりに留意した授業づくりを進めるとともに、子供や保護者の立場に立ち、内面に触れる生徒指導を徹底し、児童・生徒理解に努め、不登校の未然防止や不登校児童・生徒の学校復帰に努めます。

また、いじめ問題については、どの子にも、どの学校にも起こり得る問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であるため、各学校においては、いじめ問題の早期発見、早期対応に努め、問題の悪化を防止して解決に結びつけるための取り組みを推進してまいります。

～情報化に対応した教育を推進します～

急速な高度情報通信社会の進展に伴い、情報化に対応した教育が求められています。このため、情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会へ参画する態度などの情報活用能力を、児童・生徒の発達段階に応じて身につけさせる教育を進めます。

また、各学校に整備した情報機器を各教科等の指導手段として有効活用し、学習効果を高めます。

～特別支援教育を充実します～

児童・生徒の自立や社会参加を図るために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

このため、各学校においては、障害のある児童・生徒の個別の教育支援計画を作成するとともに、通常学級に在籍する児童・生徒を含め、特別な配慮が必要となる児童・生徒支援の個別の指導計画を作成し、その活用に努めます。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関や専門家等との連携を積極的に進めるとともに、研修の充実に努め、指導内容や指導方法を工夫改善します。

～国際化に対応した教育を推進します～

児童・生徒がこれからの国際社会を生きるために必要な豊かな人間性や社会性を育んでいくことが、新しい時代に向けての教育のあり方として欠くことのできないものとなっております。

そのため、我が国や郷土の伝統や文化を正しく理解し、日本国民としての自覚と誇りを持った児童・生徒を育成してまいります。

国旗・国歌を尊重する精神を育成し、そのことが国際的礼儀であることを理解させ、

お互いを尊重する心と態度の育成を図るとともに、坂町の伝統や文化を取り入れた教育活動を積極的に進め、それらを継承し発展させる意欲を持った児童・生徒の育成に努めます。

また、国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、1年生から4年生までは英語になれ親しませる学習を、また、5・6年生では小学校学習指導要領に示されている外国語活動を、引き続き実施し充実させてまいります。

中学校においては、学習指導要領の改訂により、外国語（英語）において、聞くことや話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うことが目標となっているため、昨年度に引き続き、外国語指導助手を活用した授業を実施してまいります。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

近年、不審者による事件・事故等が発生し、本来、児童・生徒が安心して学ぶことができる安全な場所であるべき学校などが、必ずしもそうとは言えない状況となっています。

このため、各学校では、不審者対策等のため、学校内外における緊急時の危機管理マニュアルの作成、集団・複数による登下校、防犯ブザーの携帯、子ども110番についての周知徹底、安全マップの作成、学校内で不審者の侵入を想定した避難訓練などを行い、事件の未然防止に努めてまいります。

児童・生徒の安全確保及び災害時における地域住民の避難場所を確保するための学校施設の耐震化及び教育環境の向上を図るための改修整備につきましては、平成23年度までに、耐震診断において耐震化が必要と診断された全ての学校施設の耐震化が完了しました。

今後は、学校施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守るため、定期的に避難訓練を実施し、また、町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育を充実させ、さらに、本年度から、気象に関する警報発令時の対応等について、各学校から保護者に一斉メールを送信する緊急時一斉メール配信システムを導入し、自然災害発生時等の児童・生徒の安全確保にも努めてまいります。

～食育を推進します～

朝食をとらない子供や偏った過剰な栄養摂取による生活習慣病の増加など、次世代

を担う子供の新たな食に関する健康問題が課題になっています。

「食」は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育の推進が求められています。

特に、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

このため、栄養に関する専門性を持つ栄養教諭を中心として、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を通じた地場産食材の活用に努めます。

～体力・運動能力の向上を図ります～

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素です。

坂町の児童・生徒の体力・運動能力の状況については、体力・運動能力調査の結果によると、全体的に改善の傾向にあるものの、広島県や全国の平均を下回っている種目も残っています。

そのため、各学校では、調査結果を踏まえ、体力づくり改善計画を作成し、小学校体育や中学校保健体育の授業を初め、学校教育活動全体の取り組みの工夫改善を進め、児童・生徒の体力づくりを計画的に推進してまいります。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校教育を行うには、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることが重要です。

そのため、各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページ等により、積極的に学校の情報を発信するとともに、地域人材を活用した授業の実施や、地域の行事への積極的な参加など、児童・生徒と地域住民等の交流機会の充実を図り、保護者や地域住民等から理解と協力を得るよう努めてまいります。

このほか、11月ごろに実施する「学校へ行こう」週間も充実させ、「開かれた学校づくり」を推進してまいります。

～学校経営基盤の強化に努めます～

望ましい学校経営を推進するため、学校評価制度・人事評価システムや学校評議員制度等の充実、校務既定の整備等を図り、校長を中心として、教職員が組織で対応できる学校運営体制の確立に努めます。

特に、指導主事の配置により、教職員の研修、学校教育の計画及び実践の指導、学習効果の評価等を強化し、教職員の資質、指導能力の向上に努め、学校教育の充実を図ります。

次に、〈生涯学習〉でございます。

～学習機会の提供に努めます～

町民一人ひとりが心豊かに潤いのある日々を送るため、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の場と情報の提供に努めます。

特に、子供たちの学力や社会性の醸成、希薄化しつつある家庭や地域社会の教育力の充実が求められている現在、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を發揮しながら連携を深め、地域で子供を育てる環境づくりを推進し、親子のふれあいを大切にしたい授業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育の支援を行いつつ、子供たちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。

また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者を初めとする幅広い世代の方々が、その経験を地域社会で發揮し、主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握し、生きがいの持てる活動を推進し、異世代交流事業の支援に努めます。

～生涯学習環境の整備を推進します～

人生80年時代という高齢化社会を迎えた今日、人生を実りある充実したものとするため、常に自分自身を育てていくことが大切です。

また、科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など、急速な変化が進む現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身につけることも必要です。

このような状況のもとで、多様な学習ニーズにこたえるため、町民センターや図書館等を活動拠点とした生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け合い、生涯にわたり生きがいを持って暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。

昨年度から着手している（仮称）町民交流センターの整備を本格化し、平成26年度前半の完成を目指して建設工事を行います。

新しい施設は、本来の体育施設としての機能に加え、坂地区における拠点避難所という機能整備に重点を置き、あわせて文化行事にも対応できる施設として整備し、町民の交流拠点として活用を図り、生涯学習環境に充実に努めます。

～図書館の読書活動を推進します～

図書館は、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実等のために果たす役割が大きいものがあり、引き続き、町民の学習や情報拠点施設として、図書の実と読書の普及に努めてまいります。

子供の読書活動については、坂町子ども読書活動推進計画に基づき、読書に関する講座や絵本の読み聞かせの開催など、楽しみながら自主的に読書に親しむ環境づくりを目指してまいります。

また、関係機関と連携を図りながら、乳児期から思春期まで各時期に合った情報提供や、子供向け行事などのさらなる充実を努めます。

近年、各年齢を問わず活字離れがふえ、読書への興味が薄れてきている状況にあり、学習・調査研究を支援するレファレンスサービスの充実や、音声・拡大読書機の設置など、利用者に応じた図書館サービスに努め、町民の皆様が気軽に利用できる親しみやすい図書館づくりを目指します。

県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸出サービスにより、坂町立図書館で貸し出し・返却が可能です。これらのサービスの啓発に努め、貸し出しの利用促進を図ります。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

また、学習機会の提供のみでなく、講座参加者が継続して活動ができるよう自主グループの育成・支援を進め、グループ活動の活性化を図ります。

～生涯スポーツを推進します～

スポーツを通して健康で心豊かな日常生活を送り、生涯にわたって活動できるスポーツライフを実現するために、各年齢層に応じた各種事業を推進し、一人でも多くの人にスポーツに親しんでもらえるようスポーツのさらなる普及活動を展開します。

特に、子供の体力の低下傾向が指摘される中、家庭・学校・地域が連携して子供が積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。

また、健康の維持増進や、コミュニティー活動の促進を図るウォーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して、坂町悠々健康ウォーキング大会等を開催します。

さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町スポーツ推進委員及び坂町体育協

会等の協力のもと、各種大会・行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めます。

～道徳心の高揚と実践力の育成に努めます～

お互いを尊重し、ともに助け合い、心がふれあう社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めます。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が範を示してき子供の教育に当たることが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実を図ります。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携を密にして、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張等への参加を促進するなど、あらゆる機会を通して、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めます。

～放課後子どもプラン等を充実します～

核家族化や少子化の進む現状において、子供たちが放課後や週末等の自由な時間を安全・安心に活動できるよう地域の方々の手で学習活動を提供する「放課後子ども教室」や、町民センター等で実施する「子どもチャレンジ講座」のさらなる充実を努めます。

事業を推進していく上で重要となる地域のボランティアについては、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図ることにより、支援者や指導者の確保に努めます。

一方、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳までの児童を対象とした「留守家庭児童会」は、放課後子ども教室と連携し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成と子育て支援の充実を努めます。

～芸術・文化活動の振興に努めます～

芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となります。

そこで、芸術・文化を大切にする社会の実現を図っていくために、町民センターを初め、小屋浦ふれあいセンター、公民館、図書館等の環境を整えるとともに、引き続き、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と活用振興を図り、地域に根差した芸術・文化活動がより一層、活発に推進されるように努めます。

また、芸術・文化団体やサークルの育成と支援を継続するとともに、文化協会及び

関係機関・団体等と連携を密にして、伝統文化や芸術などの活動が活発に展開されるよう、情報の提供や発表・参加機会の場の拡充を図ります。

特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実に努めます。

～町史の普及・活用に取り組みます～

平成16年度から町史編さん事業を推進してまいりましたが、この間、町内外の多くの皆さんの協力を得て、坂町に関する膨大な量の資料を調査・収集し、これを刊行物に反映させることができました。

今後は、歴史資料の普及を図ることを目的に、刊行された町史の企画展示、講演などを開催します。

また、資料の中には、町史に掲載できなかった情報や、新たに判明した史実なども含まれますが、この膨大な資料を死蔵・散逸させることなく、歴史資料を適切に保存し、未来に向けて活用していくよう選別、整理作業等に取り組みます。

～国際交流の推進に努めます～

21世紀を担う青少年が広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより、国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成を目指します。

このため、幼少期から英語になれ親しむための英語講座や、幅広く町民が参加できる語学講座、国際理解講座、町内に居住する外国人と交流する講座などの開催により、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

最後に、厳しさを増している町財政の中で、町当局の教育行政に対する温かい配慮に感謝し、その期待にこたえるために、より一層の努力を傾注して、坂町教育の向上発展のために邁進いたします。

今後とも議会の皆様をはじめ、町民の皆様の温かい御理解と御支援をお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で平成25年度教育行政方針を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

御苦労さまでございます。

(延会 午後2時43分)